

「つながろう和歌山！しょうがい学ぶ共生社会プロジェクト」審査基準

1 採択案件の決定方法

「つながろう和歌山！しょうがい学ぶ共生社会プロジェクト」の委託先決定のため、申請のあった事業計画書等について審査を行う。審査委員の評価を平均した得点の高い者の中から予算の範囲内で、審査委員会において、実施する取組のバランス等を総合的に勘案し、採択先を決定する。

2 審査方法等

(1) 審査体制

和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課に置かれる審査委員会において、事業計画書等に基づき、審査を実施する。

(2) 追加資料の要求

審査委員は、審査期間中に必要に応じて、事業計画書等のほかに、事業内容の詳細に関する追加資料の提出を求めることができる。

3 審査に係る評価項目

評価は、以下の各項目について、次の絶対評価による5段階評価とする。

【評価基準】

5：大変優れている 4：優れている 3：妥当である
2：やや不十分である 1：不十分である

(1) 事業の目的理解、計画の妥当性、継続性・発展性【5点×4＝20点】

- ① 事業趣旨（共生社会の実現、障害者の学びの拡充）を十分に理解した計画となっているか
- ② 事業内容が具体的で、一定のまとまりをもった活動が、計画されているか
- ③ 地域における持続可能な生涯学習支援体制の構築に寄与するか
- ④ 事業成果の普及に向けた計画を有し、他の地域への波及効果が期待できるか

(2) 実施体制・専門性等【5点×4＝20点】

- ① 市町村、民間団体、福祉機関、教育機関等との連携が具体的に示されているか
- ② 障害者支援、生涯学習、特別支援教育等に関する専門性を有する人材が配置されているか
- ③ 障害当事者や家族、支援者等の参画が確保されているか
- ④ 本事業の指定終了後も、自立的かつ発展的な運営が可能な組織体制が整えられているか。

(3) 経費計画の妥当性【5点×2＝10点】

- ① 経費の積算根拠が明確で、委託要項に示された費目に適合しているか。
- ② 経費が適正で、効率的な執行が見込まれるか。

4 評価方法

(1) 審査委員による採点を行い、各項目の得点を合計し、50点満点で評価する。各審査委員の評価点の平均点を当該案件の得点とする。

(2) 30点以上を満たした団体の中から、総合評価により委託先を決定する。